

平成29年第1回定例会 議案説明資料

《予算関係案件》

議第1号 平成28年度 南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第2号）（案）について

議第6号 平成29年度 南和広域医療企業団病院事業会計予算（案）について

- ・平成28年度 南和広域医療企業団病院事業会計収支見込 【資料1】 1
- ・平成28年度 南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第2号）について 【資料2】 2
- ・平成29年度 南和広域医療企業団病院事業会計当初予算概要について 【資料3-1①～3-2③】 . . . 3

《条例改正関係案件》

議第2号 南和広域医療企業団職員定数条例の一部改正について

議第3号 南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議第4号 南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部改正について

議第5号 南和広域医療企業団病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

- ・南和広域医療企業団職員定数条例の一部改正について 【資料4-1①～4-1③】 . . . 8
- ・南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について 【資料4-2①～4-2②】 . . . 11
- ・南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部改正について 【資料4-3】 13
- ・南和広域医療企業団病院事業の設置等に関する条例の一部改正について 【資料4-4】 14

南 和 広 域 医 療 企 業 団
平 成 2 9 年 2 月 2 8 日

平成28年度 南和広域医療企業団 病院事業会計収支見込

資料 1

○平成28年度 収益的収支 決算見込

単位:百万円

	〔予算〕平成28年度 予定損益計算書				〔決算〕平成28年度 損益計算書(見込)				〔予算〕と〔決算(見込)〕の差			
	南奈良・看専	吉野	五條	計(A)	南奈良・看専	吉野	五條	計(B)	南奈良・看専	吉野	五條	計(B-A)
1 総収益	6,779	1,326	49	8,154	6,417	1,082	17	7,516	△ 362	△ 244	△ 32	△ 638
(1) 医業収益	5,507	1,289	49	6,845	5,518	1,074	17	6,609	11	△ 215	△ 32	△ 236
ア 入院収益	2,736	776	0	3,512	3,352	522	0	3,874	616	△ 254	0	362
イ 外来収益	1,948	340	49	2,337	1,350	398	17	1,765	△ 598	58	△ 32	△ 572
ウ その他医業収益	198	47	0	245	189	28	0	217	△ 9	△ 19	0	△ 28
エ 県補助金	496	0	0	496	496	0	0	496	0	0	0	0
オ 他会計補助金	8	19	0	27	8	19	0	27	0	0	0	0
カ 他会計負担金	121	107	0	228	123	107	0	230	2	0	0	2
(2) 医業外収益	1,168	37	0	1,205	792	8	0	800	△ 376	△ 29	0	△ 405
ア 受取利息及び配当金	2	0	0	2	0	0	0	0	△ 2	0	0	△ 2
イ 他会計負担金	204	0	0	204	204	0	0	204	0	0	0	0
ウ 長期前受金戻入 B	931	21	0	952	565	7	0	572	△ 366	△ 14	0	△ 380
エ その他医業外収益	31	16	0	47	23	1	0	24	△ 8	△ 15	0	△ 23
(3) 看護師養成事業収益	104	0	0	104	107	0	0	107	3	0	0	3
ア 県補助金	80	0	0	80	80	0	0	80	0	0	0	0
イ その他看護師養成事業収益	24	0	0	24	27	0	0	27	3	0	0	3
2 総費用	7,416	1,277	55	8,748	7,271	1,147	36	8,454	△ 145	△ 130	△ 19	△ 294
(1) 医業費用	7,078	1,270	55	8,403	6,949	1,140	36	8,125	△ 129	△ 130	△ 19	△ 278
ア 給与費	3,545	684	23	4,252	3,488	653	24	4,165	△ 57	△ 31	1	△ 87
イ 材料費	1,001	259	11	1,271	1,194	272	2	1,468	193	13	△ 9	197
ウ 経費	1,384	305	21	1,710	1,338	205	10	1,553	△ 46	△ 100	△ 11	△ 157
エ 減価償却費 C	1,135	21	0	1,156	917	10	0	927	△ 218	△ 11	0	△ 229
オ 研究研修費	13	1	0	14	12	0	0	12	△ 1	△ 1	0	△ 2
(2) 医業外費用	246	7	0	253	217	7	0	224	△ 29	0	0	△ 29
ア 支払利息及び企業債取扱諸費	105	0	0	105	44	0	0	44	△ 61	0	0	△ 61
イ 長期前払消費税償却 D	141	7	0	148	161	7	0	168	20	0	0	20
ウ 消費税	0	0	0	0	12	0	0	12	12	0	0	12
(3) 看護師養成事業費用	92	0	0	92	105	0	0	105	13	0	0	13
ア 看護師養成費	92	0	0	92	105	0	0	105	13	0	0	13
3 経常利益(損失)	△ 637	49	△ 6	△ 594	△ 854	△ 65	△ 19	△ 938	△ 217	△ 114	△ 13	△ 344
4 特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 特別損失	0	0	0	0	4	0	0	4	4	0	0	4
6 純利益(損失) A	△ 637	49	△ 6	△ 594	△ 858	△ 65	△ 19	△ 942	△ 221	△ 114	△ 13	△ 348
7 前年度繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 その他未処分利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 当年度未処分利益剰余金	△ 637	49	△ 6	△ 594	△ 858	△ 65	△ 19	△ 942	△ 221	△ 114	△ 13	△ 348

実質収支(純損益) A	△ 637	49	△ 6	△ 594	△ 858	△ 65	△ 19	△ 942	△ 221	△ 114	△ 13	△ 348
(収入) 長期前受金戻入額 B	931	21	0	952	565	7	0	572	△ 366	△ 14	0	△ 380
(支出) 減価償却額 C	1,135	21	0	1,156	917	10	0	927	△ 218	△ 11	0	△ 229
(支出) 長期前払消費税償却額 D	141	7	0	148	161	7	0	168	20	0	0	20
県からの貸付金 E	429	70	7	506	429	70	7	506	0	0	0	0
貸付後収支 F	137	126	1	264	84	15	△ 12	87	△ 53	△ 111	△ 13	△ 177

※貸付後収支 F=A-B+C+D+E

平成28年度 南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第2号）について

収益的支出補正予算の概要

病院事業費用

補正予算額 234,624千円

【補正理由1】 入院収益増による材料費の増額補正

項) 医業費用

目) 材料費	197,000千円
・注射薬品代	75,000千円
・検査試薬代	23,000千円
・外科整形材料代	66,000千円
・検査材料代	12,000千円
・その他材料代	21,000千円

【補正理由2】 未計上予算科目新設による増額補正

項) 医業外費用

目) 支払消費税	12,000千円
・支払消費税	12,000千円

項) 特別損失

目) その他特別損失	4,124千円
・その他特別損失	4,124千円

【補正理由3】 人件費の増による給与費の増額補正

項) 看護師養成事業費

目) 看護師養成費	21,500千円
・給料	10,600千円
・手当	4,200千円
・報酬	4,900千円
・法定福利費	1,800千円

※補正前予算額 8,760,077千円

補正後予算額 8,994,701千円

収益の収入及び支出

収入			
第1款	南奈良総合医療センター	7,553,011	千円
第1項	医業収益	6,237,727	千円
第2項	医業外収益	1,209,702	千円
第3項	看護師養成事業収益	105,582	千円
第2款	吉野病院	1,351,771	千円
第1項	医業収益	1,289,952	千円
第2項	医業外収益	61,819	千円
第3款	五條病院	631,734	千円
第1項	医業収益	560,674	千円
第2項	医業外収益	71,060	千円
収入合計		9,536,516	千円

支出			
第1款	南奈良総合医療センター	7,751,256	千円
第1項	医業費用	7,368,959	千円
第2項	医業外費用	268,955	千円
第3項	看護師養成事業費用	106,079	千円
第4項	特別損失	6,263	千円
第5項	予備費	1,000	千円
第2款	吉野病院	1,266,497	千円
第1項	医業費用	1,262,497	千円
第2項	医業外費用	0	千円
第4項	特別損失	3,000	千円
第5項	予備費	1,000	千円
第3款	五條病院	817,959	千円
第1項	医業費用	815,959	千円
第2項	医業外費用	0	千円
第4項	特別損失	1,000	千円
第5項	予備費	1,000	千円
支出合計		9,835,712	千円

収支	非現金収支分
-198,245	215,182
85,274	51,077
-186,225	144,160
-299,196	410,419

実質収支 111,223
貸付金 33,885
貸付後収支 145,108

資本的収入及び支出

収入			
第1款	南奈良総合医療センター	322,067	千円
第1項	補助金	0	千円
第2項	負担金	322,067	千円
第3項	企業債	0	千円
第2款	吉野病院	0	千円
第1項	補助金	0	千円
第3款	五條病院	360,000	千円
第1項	補助金	0	千円
第2項	負担金	146,800	千円
第3項	企業債	213,200	千円
収入合計		682,067	千円

支出			
第1款	南奈良総合医療センター	372,067	千円
第1項	建設改良費	50,000	千円
第2項	企業償還金	322,067	千円
第2款	吉野病院	21,620	千円
第1項	建設改良費	21,620	千円
第3款	五條病院	361,620	千円
第1項	建設改良費	361,620	千円
支出合計		755,307	千円

-50,000
-21,620
-1,620
-73,240

損益勘定留保資金
73,240で補てん

平成29年度 南和広域医療企業団病院事業会計当初予算増減理由

資料3-1②

(単位:百万円)													
		29年度 予算(案)	28年度 決算見込	増減額	主な理由								
1	病院事業収益	9,537	7,516	2,021									
	医業収益	8,088	6,609	1,479									
	入院収益	4,789	3,874	915		29年度予算(案)	28年度決算見込	増減額	29年度予算(案)		28年度決算見込		
						単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円	1日患者数(人)	単価 (円)	1日患者数(人)	単価 (円)	
					南奈良	3,855	3,352	503	220	48,000	197	46,730	
					吉野	644	522	122	84	21,000	71	20,046	
					五條	290	—	290	39	20,390	—	—	
	外来収益	2,279	1,765	514		29年度予算(案)	28年度決算見込	増減額	29年度		28年度		
						単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円	1日患者数(人)	単価 (円)	1日患者数(人)	単価 (円)	
					南奈良	1,713	1,350	363	650	10,800	533	10,470	
					吉野	429	398	31	110	16,000	105	15,640	
					五條	137	17	120	70	8,000	14	5,295	
	県補助金	145	496	▲ 351	立上り支援金 (▲255百万円) 賞与引当金 (▲102百万円)								
	他会計負担金	579	230	349	市町村交付税交付額(+457百万円) 賞与引当金 (▲96百万円)								
	医業外収益	1,343	800	543	長期前受金戻入額 (+608百万円)								
2	病院事業費用	9,836	8,458	1,378									
	医業費用	9,447	8,147	1,300									
	給与費	4,398	4,165	233	五條病院開院に伴う定数増等による増								
	材料費	1,496	1,468	28	入院・外来収益増に伴う増								
	経費	2,153	1,553	600	五條病院開院に伴う光熱水費 (+72百万円) 委託料 (+413百万円) 主な内訳 五條病院開院に伴う委託料 (+88百万円) 医療機器の保守料 (+187百万円) 電子カルテ等の保守料 (+100百万円)								
	減価償却費	1,381	927	454	五條病院の建物等の減価償却費の増								
	医業外費用	269	224	45	長期前払消費税償却費(+40百万円)								
3	収支(純利益)	▲ 299	▲ 942	643									
4	非現金項目	410	523	▲ 113									
5	県からの貸付金	34	506	▲ 472									
6	貸付後収支	145	87	58									

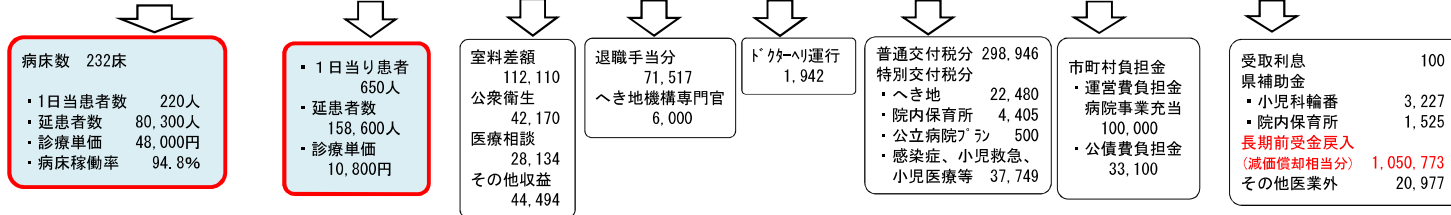
南奈良総合医療センター

(単位:千円)

平成28年度 当初予算	医業収益 5,506,541						医業外収益 1,167,750	看専 103,918		
病院事業収益 6,778,209千円	入院収益 2,735,922	外来収益 1,948,100	その他収益 198,287	県補助金 495,562	他会計補助金 8,145	他会計負担金 120,525	他会計負担金 203,843	その他外 963,907	県補助金 80,000	その他収益 23,918

平成28年度 決算見込	医業収益 5,518,194						医業外収益 792,530	看専 106,567		
病院事業収益 6,417,291千円	入院収益 3,352,133	外来収益 1,349,751	その他収益 189,287	県補助金 495,519	他会計補助金 8,145	他会計負担金 123,359	他会計負担金 203,843	その他 588,68	県補助金 80,000	その他収益 26,567

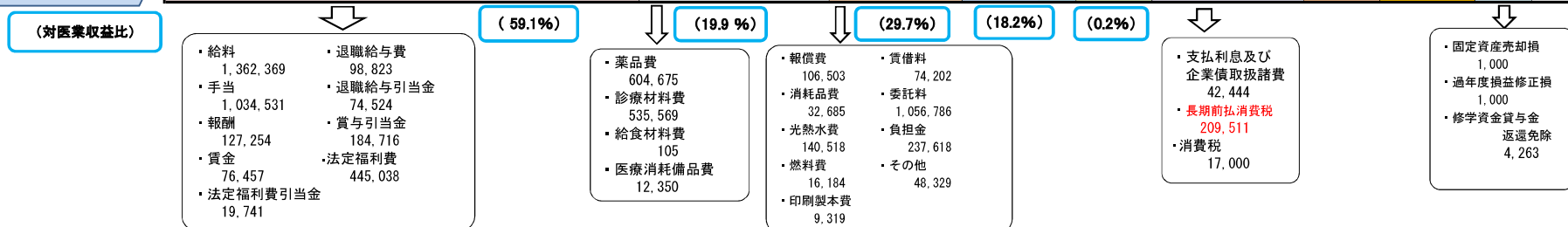
平成29年度 当初予算	医業収益 6,237,727						医業外収益 1,209,702	看専 105,582		
病院事業収益 7,553,011千円	入院収益 3,854,400	外来収益 1,712,880	その他取 226,908	県補助金 77,517	他会計補 1,942	他会計負担金 364,080	他会計負担 133,100	その他外 1,076,602	県補助金 80,000	その他収益 25,582



平成28年度 当初予算	医業費用 7,077,656					医業外費用	看専 92,362	
収益の支出 7,415,405千円	給与費 3,544,786	材料費 1,000,873	経費 1,383,591	減価償却費 1,134,976	研究研修費 13,430	企業債利息等 245,387	給与費 79,500	その他 12,862

平成28年度 決算見込	医業費用 6,949,929					医業外費用	看専 105,114	特別損失	
収益の支出 7,276,628千円	給与費 3,488,485	材料費 1,193,999	経費 1,338,217	減価償却費 917,423	研究研修費 11,805	企業債利息等 217,461	給与費 100,98	その他 4,131	その他 4,124

平成29年度 当初予算	医業費用 7,368,959					医業外費用	看専 106,079	特別損失	予備	
収益の支出 7,751,256千円	給与費 3,423,453	材料費 1,152,699	経費 1,722,144	減価償却・資産減耗 1,057,444	研究研修費 13,219	企業債利息等 268,955	給与費 97,069	その他 9,010	その他 6,263	予備費 1,000



平成29年度 南和広域医療企業団病院事業会計 吉野病院当初予算（案）

資料3-2②

吉野病院

(単位：千円)

平成28年度 当初予算

収益の収入
1,324,964 千円

医 業 収 益					1,288,615	医 業 外 収 益
入院収益	外来収益	その他収益	他会計補助金	他会計負担金		医業外収益
776,467	339,768	46,830	18,802	106,748		36,349

平成28年度 決算見込

収益の収入
1,080,345 千円

医 業 収 益					1,072,996	医 業 外 収 益
入院収益	外来収益	その他収益	他会計補助金	他会計負担金		医業外収
521,612	398,298	27,536	18,802	106,748		7,349

平成29年度 当初予算

収益の収入
1,351,771 千円

医 業 収 益					1,289,952	医 業 外 収 益
入院収益	外来収益	その他収益	他会計負担金		医業外収益	
643,860	429,440	49,070	167,582		61,819	

96床（一般：50床 療養：46床）
 ・ 1日当り患者 84人
 ・ 延患者数 30,660人
 ・ 診療単価 21,000円
 ・ 病床稼働率 87.5%

・ 1日当り患者 110人
 ・ 延患者数 26,840人
 ・ 診療単価 16,000円
 ・ 診療日数 244日

室料差額 35,773
 公衆衛生 6,457
 その他 6,840

普通交付税分 73,990
 特別交付税分
 ・ へき地 12,760
 ・ 不採算地区 80,832

長期前受金戻入
 (減価償却相当分)
 60,560
 その他医業外
 1,259

平成28年度 当初予算

収益の支出
1,276,482 千円

医 業 費 用					1,269,482	医 業 外 費 用
給与費	材料費	経費	減価償却費	研究研修費		長期前払消費税
684,178	259,212	304,800	20,792	500		7,000

平成28年度 決算見込

収益の支出
1,147,007 千円

医 業 費 用					1,140,007	医 業 外 費 用
給与費	材料費	経費	減価償却費	研究研修費		長期前払消費税
652,852	271,729	205,456	9,900	70		7,000

平成29年度 当初予算

収益の支出
1,266,497 千円

医 業 費 用					1,262,497	特別損失	予備費
給与費	材料費	経費	減価償却・資産減耗	研究研修費		特別損失	予備
606,357	280,943	261,525	112,637	1,035	3,000	1,000	

(対医業収益比)

(54.0%)

(25.0%)

(23.3%)

・ 給料 257,291
 ・ 手当 165,353
 ・ 報酬 7,794
 ・ 賃金 26,268
 ・ 法定福利費 90,979
 ・ 法定福利費引当金 2,449
 ・ 退職給与費 19,734
 ・ 退職給与引当金 14,677
 ・ 賞与引当金 21,812

・ 薬品費 256,598
 ・ 診療材料費 22,497
 ・ 給食材料費 20
 ・ 医療消耗備品費 1,828

・ 報償費 16
 ・ 消耗品費 6,654
 ・ 光熱水費 37,846
 ・ 印刷製本費 648
 ・ 賃借料 34,674
 ・ 委託料 152,221
 ・ その他委託 20,730
 ・ 燃料費 8,736

平成29年度 南和広域医療企業団病院事業会計 五條病院当初予算(案)

五條病院

※平成28年度は診療所

(単位:千円)

平成28年度 当初予算

収益の収入
48,669千円

医療収益 48,669	
外来収益 48,528	その他収益 141

平成28年度 決算見込

収益の収入
17,525千円

医療収益 17,525	
外来収益 17,351	その他収益 174

平成29年度 当初予算

収益の収入
631,734千円

医療収益 560,674					医療外収益
入院収益 290,251	外来収益 136,640	その他収益 19,294	県補助金 67,519	他会計負担 46,970	医療外収益 71,060

45床

- ・1日当り患者 39人
- ・延患者数 14,235人
- ・診療単価 20,390円
- ・病床稼働率 86.7%

- ・1日当り患者 70人
- ・延患者数 17,080人
- ・診療単価 8,000円
- ・診療日数 244日

- 室料差額 6,835
- 公衆衛生 5,979
- その他 6,480

- 立上り支援 67,519

- 普通交付税分 7,100
- 特別交付税分
- ・へき地 1,980
- ・不採算地区 37,890

- 長期前受金戻入 (減価償却相当分) 68,908
- その他医療外 2,152

平成28年度 当初予算

収益の支出
54,334千円

医療費用 54,334		
給与費 22,808	材料費 10,863	経費 20,663

平成28年度 決算見込

収益の支出
35,860千円

医療費用 35,860		
給与費 23,851	材料費 1,674	経費 10,335

平成29年度 当初予算

収益の支出
817,959千円

医療費用 815,959					特別損失	予備費
給与費 367,864	材料費 62,786	経費 169,226	減価償却・資産減耗 214,068	研究研修費 2,015	特別損失 1,000	予備 1,000

(対医療収益比)

(82.4%)

- ・給料 147,981
- ・手当 119,339
- ・報酬 7,647
- ・賞金 20,110
- ・法定福利費 58,137
- ・法定福利費引当金 1,779
- ・賞与引当金 12,871

(14.1%)

- ・薬品費 45,139
- ・診療材料費 16,397
- ・医療消耗備品 1,250

(37.9%)

- ・報償費 6,256
- ・旅費交通費 324
- ・消耗品費 8,876
- ・光熱水費 35,760
- ・燃料費 1,666
- ・印刷製本費 3,348
- ・修繕費 8,316
- ・賃借料 4,502
- ・委託料 94,949
- ・その他経費 5,229

南和広域医療企業団職員定数条例の一部改正について

1. 改正趣旨

五條病院が、改修工事終了に伴い平成29年4月にリニューアルオープンすることに伴い、五條病院の勤務体制も踏まえた職員定数の見直しが必要となることから、条例改正を行うもの。

2. 主なポイント

○職員定数の増加

平成28年度 460人

平成29年度 520人

職員定数 = 配置定員 + 調整分 (配置定員の5%以内)
520人 501人 19人

職員定数の年度比較

	H29	H28	差引
南奈良総合医療センター	348	333	15
看護専門学校	10	10	
吉野病院	72	73	▲1
五條病院(㊟五條診療所)	71	1	70
配置定員	501	417	84
調整分	19	17	2
五條病院開院向けの確保数	0	26	▲26
条例定数	520	460	60

3. 主な改正内容

○新旧対照表

<新>

(職員の定数)
第3条 職員の定数は、次のとおりとする。
職員 520人以内

<旧>

(職員の定数)
第3条 職員の定数は、次のとおりとする。
職員 460人以内

<参考> 五條病院の組織体制図(案)



4. 施行日

施行日：平成29年4月1日

南和広域医療企業団 平成29年度の職員定数(案)について

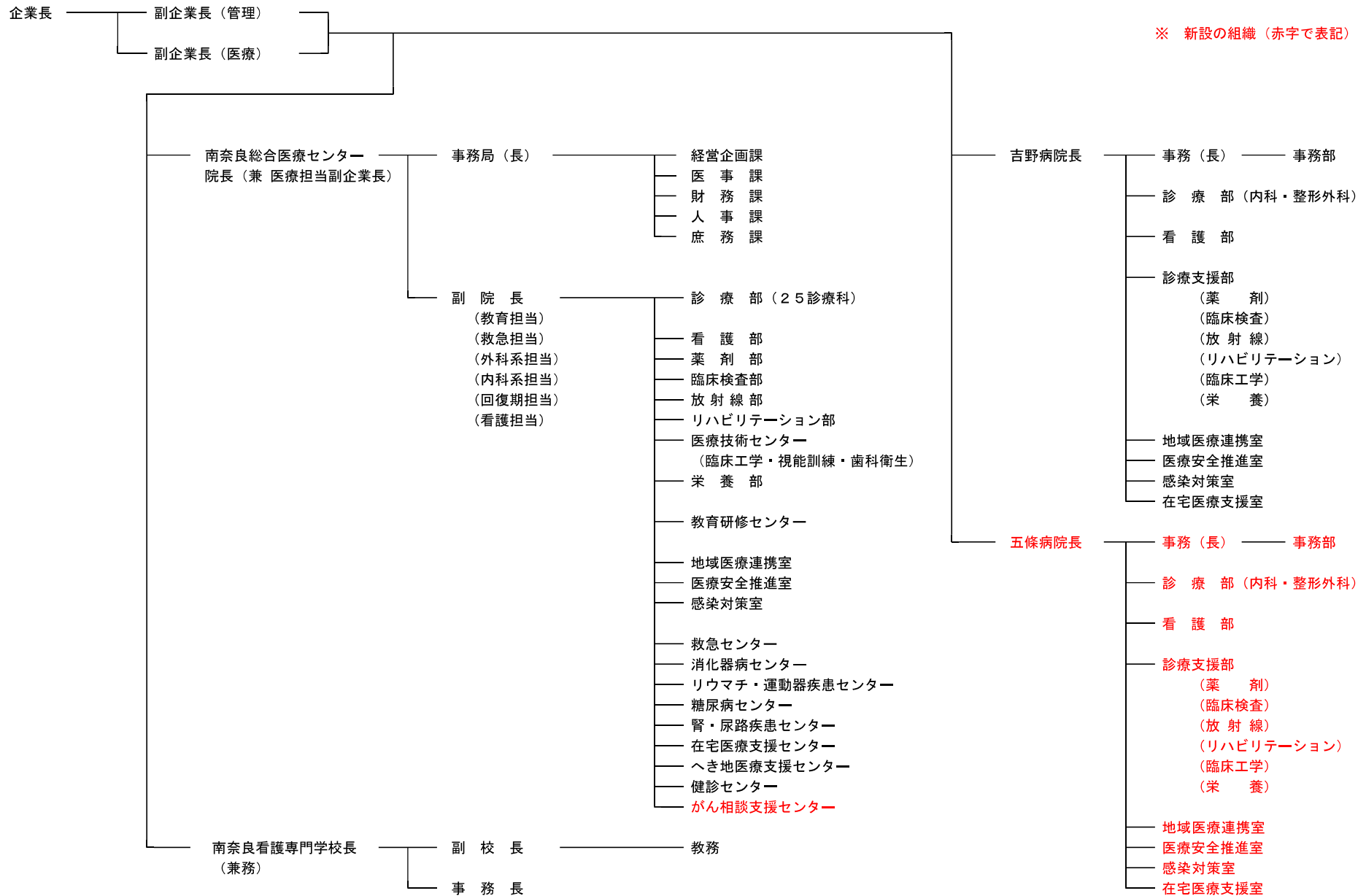
$$\begin{aligned} \text{H29職員定数(案)} &= \text{配置定員} + \text{※ 調整分(配置定員の5\%以内)} \\ 520\text{名} &= 501\text{名} + 19\text{名} \end{aligned}$$

※ 「調整分」は、診療報酬の改定等に機動的に対応する部分を含めて、若干の余裕を確保するもの。

※ 五條病院開院当初は1病棟での開院とするが、患者数等を勘案し2病棟目の稼働を目指すことから、フル稼働を想定した定員とする。

	職 種	平成29年度(案)	平成28年度	差し引き(㉑ - ㉒)
南奈良総合医療センター	医 師	55	53	2
	看 護 師	195	195	0
	医 療 技 術	68	60	8
	事務・看護補助等	30	25	5
	(小計)	348	333	15
看護専門学校	医 師			0
	看 護 師	10	10	0
	医 療 技 術			0
	事務・看護補助等			0
	(小計)	10	10	0
吉野病院	医 師	5	5	0
	看 護 師	44	44	0
	医 療 技 術	11	12	▲ 1
	事務・看護補助等	12	12	0
	(小計)	72	73	▲ 1
五條病院 (㉒五條診療所)	医 師	5	1	4
	看 護 師	44		44
	医 療 技 術	10		10
	事務・看護補助等	12		12
	(小計)	71	1	70
配置定員 計	医 師	65	59	6
	看 護 師	293	249	44
	医 療 技 術	89	72	17
	事務・看護補助等	54	37	17
	(小計)	501	417	84
調 整 分		19	17	2
特殊事情(五條病院開院に向けて確保する人員分)		0	26	▲ 26
合 計(定数案)		520	460	60

平成 29 年度 南和広域医療企業団 組織図



南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

1. 改正趣旨

国において指定職及び指定職相当以上の特別職の期末手当支給率の改正が行われた。
これに準じて、奈良県において、奈良県知事・副知事の期末手当支給率の改正のため、条例改正が行われた。
当企業団においても、県の対応に準じて対応するため、企業長・副企業長の平成28年度12月及び平成29年度以降の期末手当支給率の改正を行うもの。

2. 改正内容

期末手当のうち、平成28年12月期支給率の改正
改定前の率 100分の165
改定後の率 100分の175

平成29年4月以降の期末手当支給率の改正

6月
改定前の率 100分の150
改定後の率 100分の155
12月
改定前の率 100分の175
改定後の率 100分の170

3. 新旧対照表

旧	新	備考
○現行 (その他の給与) 第4条 略 2 略 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 4 略	○平成29年3月31日まで (その他の給与) 第4条 略 2 略 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 4 略	支給率の改定
○平成29年3月31日まで (その他の給与) 第4条 略 2 略 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 4 略	○平成29年4月1日以降 (その他の給与) 第4条 略 2 略 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の155、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 4 略	

4. 施行日等

施行日：公布日より施行(一部平成29年4月1日施行)
適用日：平成28年12月1日(平成29年4月1日施行のものを除く)

企業団一般職員に係る給与の改定について

身分関係も含めた地方公営企業法の全部適用に伴い、改定については規程改正で対応するものであるが、概要については以下のとおり。

平成28年度一般職給与改定の考え方

- ① 企業団職員の給与決定については、原則県準拠の方針
- ② 奈良県人事委員会勧告の県における反映状況を着目
- ③ 決定にあたっては企業団の経営状況を考慮



実施内容：県の改定に準じ、下記内容を行う。

- ① 給与表の改定
県に準じた給与表の改定を行う。(初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定、その他はそれぞれ400円の引き上げを基本に改定)
- ② 初任給調整手当の改定
医師確保のための措置。(例 307,800円 → 308,000円)
- ③ 扶養手当の改定
配偶者に係る手当を他の扶養親族に係る手当額まで減額し、子に係る手当額を引き上げ。
(配偶者 13,000円 → 6,500円 子 6,500円 → 10,000円)
- ④ 勤勉手当の改定 (+0.1月)

現	6月	12月	⇒	H28	6月	12月	⇒	改定後	6月	12月
行	0.8	0.8		改定後	0.8	0.9		H29	0.85	0.85

※適用日

- ・ ①、②、④は平成28年4月1日に遡及適用
- ・ ③は平成29年4月1日から適用

○ 今回の改定対象者及び影響額

対象者 約400人 (構成団体からの派遣職員は除く)
影響額 約1,700万円

【参考】 奈良県人事委員会勧告(平成28年10月)

平成28年 給与勧告等の概要

平成28年10月13日
奈良県人事委員会

奈良県人事委員会(委員長:馬場勝也)は、本日(10月11日)、県議会及び理事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は、以下のとおりです。

○ 給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 公民較差(0.31%)を解消するため、給料表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- ② 期末手当・勤勉手当(ボーナス)を引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の改正

配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ

南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部改正について

1. 改正趣旨

改修工事終了により五條病院が平成29年4月にリニューアルオープンすることから、病棟の個室室料を設定するために所要の改正を行うもの。

2. 主なポイント

○室料の設定

吉野病院の個室（B室）とは面積、設備ともほぼ同等であるため、吉野病院のB室に合わせた室料の設定とする。

B室 1日につき 5,400円

3. 主な改正内容

改正後

別表（第2条関係）

		南和広域医療センター	吉野病院	五條病院
他の病院又は診療所からの受療による紹介のない患者（緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。1）に対する診療料		初診料（初回につき） 1,000円		
室 料	個室	1日につき 10,000円	一般病棟 1日につき 7,500円 標準病棟 1日につき 4,200円	
	A室	1日につき 7,000円		
	B室		2日につき 5,400円	3日につき 5,400円
	C室		1日につき 3,240円	
	D室（2床型）		1日につき 1,980円	



現在

別表（第2条関係）

		南和広域医療センター	吉野病院	五條病院
他の病院又は診療所からの受療による紹介のない患者（緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。1）に対する診療料		初診料（初回につき） 1,000円		
室 料	個室	1日につき 10,000円	一般病棟 1日につき 7,500円 標準病棟 1日につき 4,200円	
	A室	1日につき 7,000円		
	B室		2日につき 5,400円	
	C室		1日につき 3,240円	
	D室（2床型）		1日につき 1,980円	

4. 施行日

施行日：平成29年4月1日

南和広域医療企業団病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1. 改正趣旨

改修工事終了により五條病院が平成29年4月にリニューアルオープンし、それに伴い五條診療所が閉所するため所要の改正を行うもの。

2. 主なポイント

○五條診療所に関する記載内容の削除

- ・ 第3条の表の最下段
- ・ 第5条中、「企業団五條診療所」の部分

○建制順として、吉野病院、五條病院の順に改める。

4. 施行日

施行日：平成29年4月1日

3. 主な改正内容

○新旧対照

第3条 病院事業の用に供する病院（以下「病院」という。）の名称、位置及び病床数は、次のとおりとし、診療科目は規則で定める。

名 称	位 置	病 床 数
南和広域医療企業団南奈良総合医療センター	奈良県吉野郡大淀町	232
南和広域医療企業団吉野病院	奈良県吉野郡吉野町	96
南和広域医療企業団五條病院	奈良県五條市	90

（新設）

第5条 地方公共団体（昭和27年法律第92号、以下「法」という。）第14条の規定により、企業長の権限に属する事務を処理させるため、南和広域医療企業団（以下「企業団」という。）南奈良総合医療センター、企業団五條病院、企業団吉野病院及び企業団南奈良看護専門学校を置く。

旧

第3条 病院事業の用に供する病院（以下「病院」という。）の名称、位置及び病床数は、次のとおりとし、診療科目は規則で定める。

名 称	位 置	病 床 数
南和広域医療企業団南奈良総合医療センター	奈良県吉野郡大淀町	232
南和広域医療企業団五條病院	奈良県五條市	90
南和広域医療企業団吉野病院	奈良県吉野郡吉野町	96
南和広域医療企業団五條診療所	奈良県五條市	0

（新設）

第5条 地方公共団体（昭和27年法律第92号、以下「法」という。）第14条の規定により、企業長の権限に属する事務を処理させるため、南和広域医療企業団（以下「企業団」という。）南奈良総合医療センター、企業団五條病院、企業団吉野病院、企業団五條診療所及び企業団南奈良看護専門学校を置く。

新